

第3 耐用年数の適用に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について（法令解釈通達）のうち「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 機械工業に係る設備（別表第二番号「253」～「295」）

改 正 後	改 正 前
<p>（機械工業の耐用年数を適用する製造設備）</p> <p>2-19-1 別表第二の「253 ボイラー製造設備」から「295 前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備」までの製造設備は、いわゆる機械工業（日本標準産業分類の中分類26一般機械器具製造業、27電気機械器具製造業、28情報通信機械器具製造業、29電子部品・デバイス製造業、30輸送用機械器具製造業、31精密機械器具製造業及び32その他の製造業のうち小分類328武器製造業）に係る製品又は部分品若しくは附属品の製造設備をいい、繊維製品、ゴム製品、ガラス製品及び金属プレス製品等の製造業の設備は、これらの製品等がたとえ部分品又は附属品として機械工業に係る製品に使用されるものであっても、当該機械工業に係る部分品又は附属品の製造設備に該当しない。</p> <p>（注） .....</p>	<p>（機械工業の耐用年数を適用する製造設備）</p> <p>2-19-1 別表第二の「253 ボイラー製造設備」から「295 前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備」までの製造設備は、いわゆる機械工業（日本標準産業分類の中分類29一般機械器具製造業、30電気機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業、32精密機械器具製造業及び33武器製造業）に係る製品又は部分品若しくは附属品の製造設備をいい、繊維製品、ゴム製品、ガラス製品及び金属プレス製品等の製造業の設備は、これらの製品等がたとえ部分品又は附属品として機械工業に係る製品に使用されるものであっても、当該機械工業に係る部分品又は附属品の製造設備に該当しない。</p> <p>（注） .....</p>